

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金 交付額算出例及びQ&A

どれくらい
もらえるの？

補助対象の
経費は？



事例：大人1名 2泊3日（鹿児島→沖永良部島）

○実際に要した経費：112,160円（①+②+③）

<<内訳1>>

①交通費：鹿児島市内→鹿児島空港リムジンバス（往復）3,000円

鹿児島空港→沖永良部空港（往復）83,160円

②宿泊費：和泊町内宿泊朝食付（8,000円×2泊）16,000円

③奄美群島eしまギフト（ふるさと納税）利用：10,000円（寄付額の30%「3,000円」がギフト発行額）

○補助金交付額：24,000円（①+②+③）

○翌年の所得税および個人住民税控除額：8,000円（※）

<<内訳2>>

①交通費：15,000円（上限額） ②宿泊費：4,000円（2,000円×2泊）

③奄美群島eしまギフト（ふるさと納税）利用者：5,000円（固定額）

※寄付額のうち2,000円を越える部分について、所得税および個人住民税からそれぞれ控除が受けられる。

Q&A（よくある質問）

Q 申請はどのタイミングでできるのか。

A：対象となる旅行が終了した後申請することができます。

※申請には対象経費の領収証等の添付が必要です。（要領又は以下3P「申請～受け取りまでの手順」をご確認ください）

Q 補助金はいつもらえるのか。

A：旅行が終了し、補助金交付申請・請求書等を提出した後の補助金交付となります。

※予算の状況により、対象期間中であっても補助金の申請受付を中止する場合がありますので、受付状況について事前に事務局へお問合せ下さい。

【お問合せ】

和泊町役場企画課 観光推進係 Tel：0997-84-3512 Mail：aemori@town.wadamari.lg.jp

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金 交付額算出例及びQ&A (親族親等図)

補助の
対象者は？

申請の
仕方は？



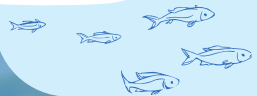
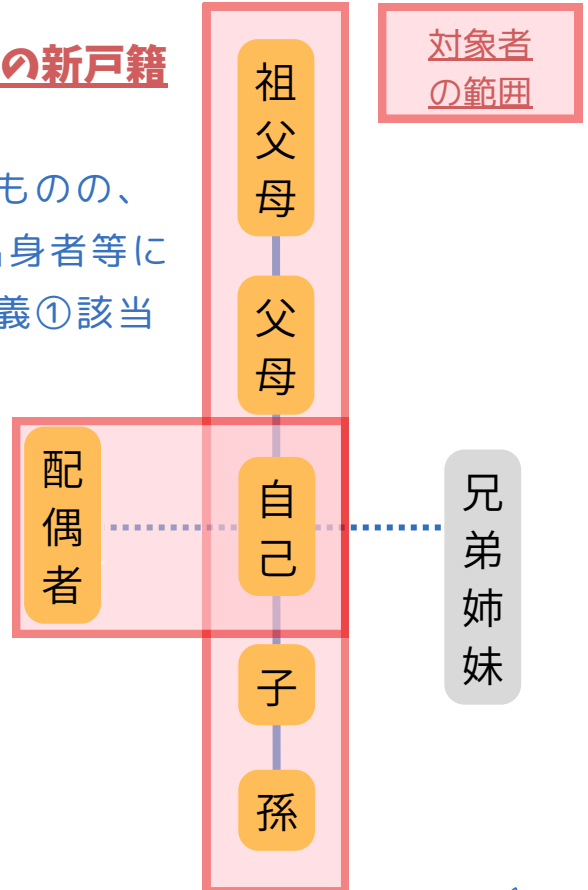
親族親等図「出身者等」の定義に関する主な事例について

Q 夫婦2人【本籍地：婚姻の際に町外に夫婦の新戸籍 編成（夫が除籍者）】の来島の場合。

A：妻は本町に本籍・住所を定めたことはないものの、
夫（除籍者）の「配偶者」であるため、出身者等に
該当し2名が補助対象者となります。※定義①該当

Q 本町へ単身赴任している者の配偶者及び子 ども【大人1子ども2名】の来島の場合。

A：3名とも「直系2親等以内及び配偶者」に
該当するため、補助対象者となりますが、
同行程の旅行の場合は、2名までが補助上
限となる。ただし、別行程による旅行の場
合はそれぞれ申請いただくことで対象とな
ります。※定義①・その他要件②該当



本町ホームページに掲載しております本チラシや要
綱、要領、QA等をご確認いただき、ご不明な点がござ
いましたら、下記「お問合せ先」までご連絡ください。

【お問合せ】

和泊町役場企画課 観光推進係 Tel：0997-84-3512 Mail：aemori@town.wadomari.lg.jp